

平成24年度〔第2次募集〕

金沢大学法科大学院学生募集要項

金沢大学大学院法務研究科

〒920-1192 金沢市角間町

金沢大学大学院法務研究科学務係

電話：(076) 264-5968

F A X：(076) 234-4167

e-mail：n-gakin2@adm.kanazawa-u.ac.jp

U R L：http://www.jd.kanazawa-u.ac.jp/

出願資格事前審査期間	平成23年12月6日（火）～9日（金）【必着】
出 願 期 間	平成24年1月10日（火）～13日（金）【必着】
試験期日（標準コース）	平成24年2月11日（土）
試験期日（短縮コース）	平成24年2月11日（土）、12日（日）
合 格 発 表 日 時	平成24年2月23日（木）13：00
入 学 手 続 期 間	平成24年3月14日（水）～3月16日（金）【必着】

※詳細は、募集要項各項目をご覧ください。

〈募集要項の請求方法〉

本要項を請求する場合は、返信用封筒（角形2号に390円切手を貼付。速達の場合は更に370円を追加して貼付）を同封の上、下記まで申し込んでください。

また、その場合は、「法務研究科第2次募集要項請求」と、封筒の表に朱書きしてください。

〒920-1192 金沢市角間町
金沢大学大学院法務研究科学務係

1. 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

法科大学院全体に要請されている社会的使命，および本研究科の教育目的・目標を達成するために，以下のような能力・背景を持つ入学者の受け入れを本研究科の入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）として掲げます。

①推論能力や論理展開能力等，法学教育に必要となる基礎能力を備えている方

生の事実から法的に重要な事実を読み取り，そこから一定の結論を論理的に導いて行く能力は，法律家にとって何よりも必要なものです。こうした能力は，本研究科の教育課程においても養われるべきものですが，一朝一夕に修得できるものではないため，限られた時間内で法曹を養成しなければならない現実を考慮すれば，入学以前より一定程度の水準に達していることが法科大学院の入学者にとって必要です。

②「人間と社会に対する健全な関心と判断能力」を有する方

本研究科は，教育目標の「第ゼロ」に，「社会の変化に敏感であると同時に，現行の法制度ないし社会制度全体を見渡すことのできる，広い視野を持った法曹の育成」を掲げていますが，そのためには大学教育あるいは社会の実生活において，常日頃から人や社会に対して健全な関心を有している人材の確保が重要です。

③様々なバックグラウンドを有する方

現在，法曹界においては，単なる法律の専門家ではなく，多様な知識を有する人材が求められており，そのことが法科大学院構想の重要な要素として認識されています。こうした現状に鑑み，本研究科においても，法学部出身者以外の様々な専門的知識や多様な社会経験を有する人材を広く社会に求めることが必要です。

④法律基本科目に対する基礎的な専門知識を有する方（短縮コースのみ）

短縮コースの入学者に関しては，その制度の趣旨よりして，法律基本科目（いわゆる「実定法科目」）について，一定水準の専門知識を有していることが必要となります。

2. 募集人員

標準コース（標準修業年限3年） 若干名

短縮コース（標準修業年限2年） 若干名

※標準コースと短縮コースの併願は可能です。

3. 出願資格

次の(1)，(2)のいずれにも該当する方とします。

(1) 適性試験管理委員会が実施する「2011年法科大学院全国統一適性試験」を受験した方

(2) 次の各項のいずれかに該当する方又は平成24年3月31日までに該当する見込みの方

① 大学を卒業した方

② 大学評価・学位授与機構により，学士の学位を授与された方

③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した方

④ 我が国において，外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した方

⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した方

⑥ 文部科学大臣の指定した方（昭和28年文部省告示第5号参照）

⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り，）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した方

⑧ 他の大学院に「飛び入学」した方で，本研究科において，大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると認められた方

⑨ 外国において学校教育における15年の課程を修了した方，我が国において，外国の大学に

おける15年の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した方、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した方であって、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた方

- ⑩ その他、本研究科において、個別の入学資格審査により大学を卒業した方と同等以上の学力があると認める方で22歳に達した方

※ (2)⑧～⑩に該当すると考える方は、「4. 出願資格事前審査」に記載の方法により出願資格事前審査の申請を行ってください。

※ (2)⑩については、「短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者やその他の教育施設の修了者など大学卒業資格を有していない方」で「22歳に達した方」が該当します。(②及び⑦に該当する方を除く)

※ 「大学に3年以上在学した方(これに準じる方として、文部科学大臣が定める方を含みます。)'であって、本研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めた方(通称「飛び入学」)に関する出願資格は、本年度は適用しません。

4. 出願資格事前審査

「3. 出願資格(2)の⑧～⑩」で出願される方は、個別に出願資格事前審査を受ける必要がありますので、下記期間内に次の書類を大学院法務研究科学務係(「6. 出願手続(4)出願書類提出先」)へ提出してください。

(1) 提出方法

- 受付期間 平成23年12月6日(火)～平成23年12月9日(金)【17:00大学院法務研究科学務係必着】

ただし、12月8日(木)までの消印のあるものは有効とします。

- 出願資格事前審査書類の提出は郵送(簡易書留速達郵便)に限ります。ただし、12月9日(金)に限り持参による申請を受け付けます。

(2) 提出書類

本要項添付の出願資格事前審査申請書・返信用封筒(受信先を記載して、650円分切手を貼付した定型内封筒)に次の書類を付して提出してください。

- 出願資格(2)⑧の場合

- ① 大学院及び大学の成績証明書
- ② 大学院及び大学の在学(期間)証明書(①に在学期間の記載があれば不要)
- ③ 大学院及び大学の学則及びシラバス又はそれに相当するものの写し

- 出願資格(2)⑨の場合

- ① 最終学校の成績証明書
- ② 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は在学証明書(①に在学期間の記載があれば不要)

- 出願資格(2)⑩の場合

- ① 最終学校の成績証明書
- ② 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は在学証明書(①に在学期間の記載があれば不要)
- ③ 「大学卒業と同等以上の学力がある」ことを証明する書類(各種資格試験の合格通知書・資格の内容を説明する書類、論文・レポート、その他の業績)

※ 審査結果は審査終了後直ちに通知します。提出された書類は返却しません。

※ 外国の学校及び機関等の証明書等には、その和訳及び説明書を添付してください。

※ 出願資格ありと認定された場合は出願資格認定通知書を送付しますので、改めて出願手続を行ってください。

5. 出 願 書 類

入学を志願する方は、次の書類を提出しなければなりません。

提出書類	注 意 事 項
志願票	本要項添付の用紙を使用してください。
入学検定料振込金証明書	入学検定料30,000円を銀行振込「電信扱」により振り込みを行ってください。振り込みにあたっては、本要項添付の振込依頼書を使用し、注意事項をよく読んでください。 出願書類受理後は、理由のいかんを問わず入学検定料の返還には応じません。 ただし、入学検定料の振り込み後、出願を取り止めた場合は返還手続を行うことができます。返還を受けようとする場合は、「領収書（本人控）」及び「振込金証明書（大学提出用）」を準備の上、本学財務管理課出納係（TEL（076）264-5058～5060）まで連絡してください。
法科大学院全国統一適性試験成績証明カード貼付用紙	本要項添付の「法科大学院全国統一適性試験成績証明カード貼付用紙」に「2011年法科大学院全国統一適性試験成績証明カード」（適性試験管理委員会）をのり付けしてください。なお、「表現力を測る問題」の解答用紙を添付する必要はありません。
同意書	本要項添付の用紙を使用してください。適性試験管理委員会に対して適性試験の成績等のデータを照会することについての同意書です。
出願資格を取得した大学の卒業（見込）証明書	出身大学の学長又は学部長が作成したものを提出してください。複数の学部卒業者又は大学院修了者は、関連する全ての証明書を提出してください。外国語で作成されているものには和訳を添付してください。 なお、「4. 出願資格事前審査」により資格ありと認定された方及び成績証明書に卒業（見込）年月日が記載されている場合は提出する必要はありません。
出願資格を取得した大学の成績証明書	出身大学の学長又は学部長が作成したもので、卒業時に修得した全ての単位分について提出してください。複数の学部卒業者又は、卒業に必要な単位を複数の大学・学部において修得した方（編入学等を含む）は、関連する全ての証明書を提出してください。外国語で作成されているものには和訳を添付してください。 「4. 出願資格事前審査」により資格ありと認定された方は提出する必要はありません。
特筆すべき資格等を証明する書面の写し（※）	加算点の対象となる特筆すべき資格等（P 6 参照）がある場合に提出してください。
同一人物であることを証明する書類（※）	婚姻等により改姓・改名された方は、公的機関が発行する戸籍抄本等の書類を添付してください。
学位授与（見込）証明書（※）	「3. 出願資格」の(2)②により出願する方のみ提出してください。
志願理由書	本要項添付の用紙を使用してください。これまでの社会経験又は学習経験を踏まえた上で、本研究科を志望した理由及び入学後の抱負を800字程度で記載してください。
受験票・写真票	本要項添付の用紙を使用してください。写真は、上半身脱帽正面向きで、出願前3ヶ月以内に撮影した同一の写真を貼付し、裏面に氏名を記載してください。
住所シール	本要項添付の用紙を使用してください。
出願資格認定通知書の写し	「3. 出願資格」の(2)⑧～⑩により出願する方のみ提出してください。
受験票返送用封筒	本要項添付の封筒を使用してください。350円分の切手を貼付し、受信先を記載してください。

(注) 上記書類のうち、(※)が付されている書類は、本要項添付の「特筆すべき資格等を証明する書類一覧(表紙)」を使用し、一括してクリップ留め(ホッチキス留めはしないでください)により提出してください。

6. 出 願 手 続

(1) 出願期間

平成24年1月10日（火）～1月13日（金）【17：00大学院法務研究科学務係必着、ただし、1月12日（木）（出願締切日の前日）までの消印のあるものは有効とします】

(2) 出願書類は郵送または、持参による申請を受付けます。

(3) 郵送にあたっては、出願書類を一括して本要項添付の封筒に入れ、簡易書留速達郵便とし、郵便事情等を十分考慮した上で出願期間内に届くよう早めに送付してください。

(4) 出願書類提出先

〒920-1192 金沢市角間町 金沢大学角間北地区事務部学生課
金沢大学大学院法務研究科学務係

(5) 出願書類に不備があるものは受理しませんので、十分確認の上、送付してください。

7. 身体に障害のある方の事前相談

身体に障害があるため受験及び修学に特別な配慮を必要とする方は、「4. 出願資格事前審査」に記載された期間中に、次の書類を大学院法務研究科学務係（「6. 出願手続」の「(4)出願書類提出先」）に送付し、相談してください。

(1) 申請書（次の事項及び連絡先について記載したもの、様式任意）

- 障害の種類・程度
- 受験及び修学に特別な配慮を希望する事項
- 以前に在籍していた教育機関でとられていた特別措置
- 日常生活の状況
- その他参考となる事項

(2) 医師の診断書

(3) その他参考書類（障害者手帳の写し、法科大学院全国統一適性試験における特別措置決定通知書の写し等）

8. 選 抜 方 法

標準コース志願者を対象とした試験及び短縮コース志願者を対象とした試験を実施します。

なお、後述8. (3)のように両コースの併願も可能です。

※ 合格者のうち、3割程度を社会人・他学部出身者のための優先合格枠として設定します。

- ※ 本研究科における「社会人」「他学部出身者」の定義は次のとおりです。疑問点がある場合は、大学院法務研究科学務係（「6. 出願手続」の「(4)出願書類提出先」）に事前に問い合わせてください。
1. 「社会人」とは、出願期間最終日の時点で、3. (2)の出願資格の学歴等を取得後3年以上経過している方です。
 2. 「他学部出身者」とは、次の2つの要件を満たす方です。
 - ① 法学以外の課程を修了したことがある方又は修了する見込みの方
 - ② ①の課程において修得した単位のうち、専門科目における法律系科目の単位数が過半数に達しない方

(1) 標準コース

法科大学院全国統一適性試験の成績、本研究科が実施する小論文試験、面接試験により総合的に判定します。ただし、法科大学院全国統一適性試験の点数が著しく低い場合は、総合点のいかに関わらず、不合格とすることがあります。

○ 法科大学院全国統一適性試験

本研究科において評価の対象になるのは第1部～第3部の成績です。第4部「表現力を測る問題」は評価の対象になりません。

○ 小論文試験

法律の専門知識を問わない形で、法学・政治学・経済学など社会科学全般を題材としたテーマにより出題します。

○ 面接試験

志望理由書及び成績証明書をもとに実施します。

なお、面接試験は「合」・「否」のみで判定を行い、「否」の場合には小論文試験の採点は行いません。

※ 各試験における評価の割合は、次のとおりです。

法科大学院全国統一適性試験：小論文試験＝100：100

(2) 短縮コース

法科大学院全国統一適性試験の成績、本研究科が実施する法律専門科目試験、面接試験及び特筆すべき資格等により総合的に判定します。ただし、法科大学院全国統一適性試験の点数が著しく低い場合は、総合点のいかに関わらず、不合格とすることがあります。

○ 法科大学院全国統一適性試験

本研究科において評価の対象になるのは第1部～第3部の成績です。第4部「表現力を測る問題」は評価の対象になりません。

○ 法律専門科目試験

公法（憲法・行政法）・私法（民法・商法）・刑法の3科目で実施します。

このうち、公法・私法については、各個別法分野の問題に加えて、憲法・行政法及び民法・商法の複合的問題が出題されることがあります。

なお、法律専門科目試験については、全体の得点状況を勘案し、科目ごとに合格最低点を設定します。1科目でも合格最低点に満たない受験者は不合格となります。

試験に使用する六法は、本研究科で準備しますので持参する必要はありません。

○ 面接試験

志望理由書及び成績証明書をもとに実施します。

なお、面接試験は「合」・「否」のみで判定を行い、「否」の場合は法律専門科目試験の採点は行いません。

※ 各試験における評価の割合は、次のとおりです。

法科大学院全国統一適性試験：法律専門科目試験＝50：125（公法50・私法50・刑法25）

○ 特筆すべき資格等（加算点・上限20点とします）

以下の資格等につき、点数を加算します（なお、①～②以外の特筆すべき顕著な社会的実績については、面接時に確認のうえ加算の対象となる場合があります。）。

① 法律関係の資格

公認会計士，司法書士，税理士，不動産鑑定士，社会保険労務士

② その他

国家公務員試験Ⅰ種合格，地方公務員試験（上級）合格

(3) 併願制度について

①志願者は標準コースと短縮コースを併願することができます。

併願の場合も、入学検定料は30,000円です。

②併願を希望する方は、標準コース試験の小論文試験，短縮コース試験の法律専門科目試験並びに面接試験を受験する必要があります。

③合否判定の手順

短縮コースの合格者を選抜した後に、短縮コース試験に不合格であった併願志望者と標準コースの志願者を対象に、標準コース試験の合格者を決定します。

なお、標準コースの合否判定に際しては、併願志望者の法律専門科目試験の成績は一切考慮しません。

また、面接試験で「否」の場合には、小論文試験及び法律専門科目試験の採点は行いません。

9. 試験日程及び試験場

(1) 試験日程

○ 標準コース

平成24年2月11日（土）	10：00～12：00	小論文試験
	13：30～（予定）	面接試験

○ 短縮コース／標準・短縮コース併願

		短縮コースのみ	標準・短縮コース併願
平成24年2月11日（土）	10：00～12：00		小論文試験
	14：00～14：50	法律専門科目試験／刑法	
	15：20～17：00	法律専門科目試験／公法	
平成24年2月12日（日）	10：00～11：40	法律専門科目試験／私法	
	13：00～	面接試験	

(2) 試験場

金沢大学人間社会第1講義棟（金沢市角間町・金沢大学角間キャンパス）

10. 合格発表（標準コース・短縮コースとも）

平成24年2月23日（木） 13:00

※ 合格発表は、本研究科ホームページ（<http://www.jd.kanazawa-u.ac.jp/>）で発表するとともに、合格者には郵便で通知します（2月23日発送）。電話、FAX、e-mail等による直接の問い合わせには一切応じません。

11. 入学手続

(1) 入学手続期間

平成24年3月14日（水）～平成24年3月16日（金）

詳細は、合格通知書とともに送付される「入学手続要項」を参照してください。

(2) 入学手続期間内に入学手続が完了しない場合は、入学を辞退したものと取り扱います。

【参考】 入学時に必要な経費

入 学 料	282,000円（予定）
学生教育研究災害傷害保険料	標準コース（3年間） 11,500円（予定）
	短縮コース（2年間） 7,700円（予定）
入学後に必要な経費	
授 業 料（前期分）	402,000円（予定）
	（年 額 804,000円（予定））

(注) ① 上記の納付金額は予定額であり、入学時又は在学中に入学料・授業料が改定された場合には、改定時から新入学料・新授業料が適用されます。

② 上記以外にも必要な経費がかかる場合があります。詳細については、合格者に送付される「入学手続要項」を参照してください。

12. 入試情報の開示

入学試験の実施状況について、次のとおり開示します。

(1) 本研究科ホームページにおいて、次の内容を掲載します。

- 最終志願者数及び最終倍率
- 試験問題及び配点
- 合格者数及び内訳
- 成績状況（合格者の最高・最低点及び平均点等）
- 入学者の状況

(2) 受験者本人の請求による情報開示

受験者本人の請求があった場合に限り、次の内容を開示します。請求方法は、本研究科ホームページに掲載します。

なお、情報開示請求を行う際には、本研究科発行の受験票が必要となりますので、受験票は試験終了後も大切に保管しておいてください。

- 面接試験の可否
- 小論文試験の得点
- 法律専門科目の科目ごとの得点

13. 個人情報の保護

金沢大学では、「国立大学法人金沢大学個人情報管理規程」等を制定し、本学が保有する個人情報の適正な管理と保護に努めています。

本学が入学者選抜を通じて取得した個人情報及び入学手続き時に提出いただく全ての書類に記載されている個人情報は、次の業務で利用します。

- (1) 入学者選抜及び入学手続きに関わる業務
- (2) 入学後の学籍管理、修学指導に関わる業務及び健康診断等の保健管理に関わる業務
- (3) 入学後の本学ポータルサイト利用、学内LAN利用、図書館利用及び図書貸出し等の学内サービス業務
- (4) 入学料免除、授業料免除、奨学生選考等の修学支援に関わる業務
- (5) 入学料・授業料の納入に関わる業務及び収納業務を委託する金融機関での必要な業務
- (6) 入学者選抜に関する個人が特定できない形で行う調査研究業務
- (7) 卒業（修了）生に対する学習成果等調査（アウトカムズ・アセスメント）、同窓会活動への支援等に関する業務
- (8) その他、個人が特定できない形で行う統計処理業務

14. その他

- (1) 出願書類提出後の記載事項変更、提出書類等の返却には応じません。
- (2) 出願書類等に虚偽の記載及び不正な申告があったときは、入学を認めないことがあります。
- (3) 出願に関する事項その他について照会するときは、住所、氏名、連絡先及び照会の内容を詳細に記載した書面をFAX又はe-mailにより大学院法務研究科学務係（FAX番号及びメールアドレスは、本要項の表紙に記載）に送付してください。

金沢大学大学院法務研究科（法科大学院）案内

1. 基本理念

地域に根ざした法曹教育

金沢大学法学部の歴史は、戦後の混乱もある程度収まった昭和24年、将来の社会に貢献しうる、法学的素養を備えた有為な人材を育成する教育機関を目指して、学生定員1学年100名をもって発足した、金沢大学法文学部法学科の創設に遡ります。その後、昭和55年の法学部への分離改組等を経て、今日に至る（現在、人間社会学域法学類）までに多数の法曹を輩出することを通じて、このような人材を輩出してきたと自負しており、今後ともその役割を果たしていく所存です。こうした経緯の下、金沢大学は、司法制度改革審議会の意見書に示された制度改革の趣旨、ならびに法科大学院の全国適正配置の方針を十分に踏まえた上で、法学部創設の精神に立ち戻り、地域に根ざした法曹教育の拠点となることを基本理念に掲げ、金沢大学大学院法務研究科（法科大学院）を設置しました。

2. 教育目的

本研究科は、“地域に根ざした法曹教育”を基本理念として掲げています。法曹人口が相対的に少ない北陸地方における“地域に根ざした法曹像”というのは、日常的に生じうる法的問題について、一定水準を保ちつつ、バランスよく解決できる法律家、すなわち医学の分野におけるホーム・ドクターのような法律家であり、また、周辺自治体の各種審議会等の場において、既存の法制度や組織の整合性に配慮しながら、将来起こりうるべき問題解決のための枠組みづくりに意見を求められる等の指導的役割を果たしうる法律家です。

そこで本研究科では、こうした法曹を養成するために、以下の2つを教育目的として掲げます。

教育目的① 適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家の養成

教育目的② 紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなしうる法律家の養成

3. 教育目標

上述の教育目的①を実現するために、以下の3つの教育目標を設定します。

教育目標① 法律基本科目のバランスのとれた習熟

地方においては、あらゆる法的問題の解決が、たった1人の法律家に委ねられる場合が少ないため、解釈法学、紛争解決法学の根幹をなす、実定法科目を中心とした法律基本科目の習熟が不可欠です。

教育目標② 紛争解決に関する手続・実務への精通

地方においては、法的問題の端緒から最終的な解決に至るプロセスが、1人の法律家に期待されることが多く、そのような状況を踏まえると、単に実体法上の知識にとどまらず、手続法上の知識、それも理論のみならず実務の実際をも含めた手続法に関する知識に精通していることが求められます。

教育目標③ 紛争類型に即した分野横断的な洞察力の養成

あらゆる問題に対して、その端緒から最終的な解決までの大部分を単独で処理しなければならない地方の法曹は、法律的知識の集積に加え、適切かつ迅速な紛争解決を成し遂げるための、紛争解決に即した分野横断的な洞察力の養成が不可欠です。

また、教育目的②の実現のために、以下の2つの教育目標を掲げます。

教育目標④ 社会状況を的確に把握する能力、それに基づく制度設計能力の育成

21世紀の地域社会の担い手として社会的責任を果たしうる法曹たるためには、法律的知識だけでは十分とはいえ、地域社会、ひいては社会全体の状況を的確に把握し、それに基づく制度設計能力を養成することが必要です。

教育目標⑤ 私的紛争を予測・回避する能力の養成

紛争予防能力は、私人間の場面でも発揮されなければなりません。司法制度改革により、裁判の迅速化が図られるとしても、個人にとって、裁判の負担は決して軽いものとはなりません。法曹人口の増加により法的サービスが今以上に行き渡るのであれば、むしろその恩恵は、紛争を未然に防ぐ形で活かされるべきでしょう。私人にとって最も身近な自己の財産の管理・処分－契約や遺言等－を適切になすためのアドバイスが強く望まれることは必至です。

なお、教育目標の④と⑤に関しては、将来学生が希望する法曹像に応じて選択的に実現されることになります。

これらの目標の他にもう一点、法曹教育にとって欠かすことができず、従来の法学部、法学研究科と同様、法科大学院においても常に意識されなければならないのが、**人間と社会に対す健全な関心と判断能力の涵養を図ること**です。このような能力は、法学部、法学研究科の卒業生にはもちろんのこと、大学教育において当然に達成されているべきですが、さらに能力を深化させることを意識して、いわば**目標の「第ゼロ」**に位置づけます。

本研究科においては、これらの目標に到達し、目的を達成することを目指して、カリキュラムおよび教育内容が設定されています。

4. 標準修業年限及び修了要件

本研究科では、(1)標準コース（標準修業年限3年）と(2)短縮コース（標準修業年限2年）を設けます。

そして、次の①、②を修了要件としています。

①標準コースでは3年以上、短縮コースでは2年以上の在学

②100単位（1年必修科目：36単位／2年必修科目：24単位／3年必修科目：10単位／選択必修科目：20単位／選択科目：10単位）以上の修得

なお、短縮コースでは、1年次配当の必修科目のうち、法情報調査を除く35単位を修得したものとみなされます。（短縮コース2年次必修科目は法情報調査を含めて25単位となります。）

5. 開講科目・配当学年

次頁に、本研究科において開講される科目名、配当学年の一覧を掲載してあります。（カリキュラムは、改正されることがあります。）

科目群	授業科目	単位数	履修単位数		開講学年配当						備考		
			必修	選択	1年		2年		3年				
					前期	後期	前期	後期	前期	後期			
法律基本 科目群	法学入門	1	1		1								
	公法Ⅰ	4	4		4								
	公法Ⅱ	4	4			4							
	憲法演習	2	2				2						
	行政法演習	2	2				2						
	公法総合演習	2	2						2				
	民法Ⅰ	4	4		4								
	民法Ⅱ	4	4		4								
	民法Ⅲ	4	4			4							
	民法演習Ⅰ	2	2				2						
	民法演習Ⅱ	2	2					2					
	商法	6	6			6							
	商法演習	2	2				2						
	民事訴訟法	2	2				2						
	民事訴訟法演習	2	2					2					
	民事法総合演習Ⅰ	2	2						2				
	民事法総合演習Ⅱ	2	2								2		
	刑法Ⅰ	4	4		4								
	刑法Ⅱ	4	4			4							
	刑法演習	2	2				2						
刑事訴訟法	2	2				2							
刑事訴訟法演習	2	2					2						
刑事法総合演習	2	2								2			
実務基礎 科目群	法情報調査	1	1		1		1					短縮コース入学者のみ2年前期必修	
	法曹倫理	2	2					2					
	民事訴訟実務の基礎	2	2					2					
	刑事訴訟実務の基礎	2	2						2				
	模擬裁判	2	4	2					2				6単位中4単位を選択必修とする。
	クリニック	2						2					
エクスターンシップ	2					2							
基礎法学・隣接科目群	法理学	2			4	12	2	2	2				
日本法の歴史	2		2	2			2						
西洋法の歴史	2		2	2			2						
英米法	2		2	2			2						
刑事政策	2		2	2			2						
政治学	2		2	2			2						
地方自治の現状と課題	2		2	2			2						
公共政策論(政策法務)	2		2	2			2						
展開・先端科目群	環境法	2	12	24			2		2			36単位中12単位を選択必修とする。	
	租税法	2						2		2			
	国際法適用論	2							2		2		
	消費者法	2						2		2			
	医事法	2						2		2			
	紛争とその法的解決Ⅰ	2						2		2			
	紛争とその法的解決Ⅱ	2							2		2		
	民事保全・執行法	2							2		2		
	倒産法Ⅰ	2						2		2			
	倒産法Ⅱ	2							2		2		
	社会保障法	2						2		2			
	労働法Ⅰ	2						2		2			
	労働法Ⅱ	2							2		2		
	経済法	2							2		2		
	国際私法	2							2		2		
	国際取引法	2							2		2		
	知的財産法	2								2	2		
法医学	2						2	2					

入学者選抜試験における入学検定料免除の特別措置について

この度の災害により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。
金沢大学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験生の進学機会の確保を図るために、次のとおり入学検定料免除の特別措置を講じます。

入学検定料の免除を希望される方は、出願前に本学学生部入試課までご連絡ください。

1. 免除対象となる入学者選抜試験

被災日以降に出願手続きする本学の次の入学者選抜試験

- (1) 学域学類及び養護教諭特別別科の入学者選抜試験（平成24年4月入学分）
- (2) 大学院の入学者選抜試験（平成23年10月入学及び平成24年4月入学分）

2. 対象者

免除対象となる入学者選抜試験の志願者で、次の災害救助法適用・激甚災害指定の市町村で被災された方（学資負担者を含みます。）

- (1) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害救助法適用・激甚災害指定地域

岩手県、宮城県、福島県の全市町村

青森県、茨城県、栃木県、千葉県^{の災害救助法適用市町村}

- (2) 平成23年3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震による災害救助法適用・激甚災害指定地域

長野県 ^{しもみのちぐんさかえむら} 下水内郡栄村

新潟県 ^{とおかまちし} 十日町市、^{なかうおぬまぐんつなんまち} 中魚沼郡津南町

- (3) 平成23年7月28日からの大雨による災害救助法適用・激甚災害指定地域

新潟県 新潟市、三条市、柏崎市、^{おぢやし} 小千谷市、^{とおかまちし} 加茂市、^{ごせんし} 十日町市、^{うおぬまし} 五泉市、^{みなみうおぬまし} 魚沼市、^{みなみかんぼらぐんたがみまち} 南魚沼市、^{ひがしかんぼらぐんあがまち} 南蒲原郡田上町、^{みつけし} 東蒲原郡阿賀町、^{あがのし} 長岡市、^{あがのし} 見附市、^{あがのし} 上越市、^{あがのし} 阿賀野市

福島県 ^{きたかたし} 喜多方市、^{みなみあいづぐんただみまち} 南会津郡只見町、^{みなみあいづぐんひのえまたむら} 南会津郡松枝岐村、^{みなみあいづぐんみなみあいづまち} 南会津郡南会津町、^{やまぐんにしあいづまち} 耶麻郡西会津町、^{かわぬまぐんあいづばんげまち} 河沼郡会津坂下町、^{かわぬまぐんやないづまち} 河沼郡柳津町、^{おおぬまぐんみしままち} 大沼郡三島町、^{おおぬまぐんかねやままち} 大沼郡金山町

- (4) 平成23年8月29日から9月7日にかけての台風12号による災害救助法適用・激甚災害指定地域

鳥取県 ^{とうはくぐんゆりはまちよう} 東伯郡湯梨浜町、^{さいはくぐんなんぶちよう} 西伯郡南部町

三重県 ^{くまのし} 熊野市、^{みなまむろぐんみはまちよう} 南牟婁郡御浜町、^{みなまむろぐんきほうちよう} 南牟婁郡紀宝町

奈良県 ^{ごじようし} 五條市、^{うだぐんみつえむら} 宇陀郡御杖村、^{よしのぐんよしのちよう} 吉野郡吉野町、^{よしのぐんしもいちちよう} 吉野郡下市町、^{よしのぐんくろたまむら} 吉野郡黒滝村、^{よしのぐんてんかわむら} 吉野郡天川村、^{よしのぐんせがむら} 吉野郡野迫川村、^{よしのぐんとつかわむら} 吉野郡十津川村、^{よしのぐんかわかみむら} 吉野郡川上村、^{よしのぐんひがしよしのむら} 吉野郡東吉野村

和歌山県 ^{たなべし} 田辺市、^{しんぐうし} 新宮市、^{ひだかぐんひだかがむらちよう} 日高郡日高川町、^{ひがしむろぐんなちかつうらちちよう} 東牟婁郡那智勝浦町、^{ひがしむろぐんこざがむらちよう} 東牟婁郡古座川町

岡山県 ^{たまのし} 玉野市

- (5) 平成23年9月15日から同月23日にかけての台風15号による災害救助法適用・激甚災害指定地域

青森県 さんのへぐんなんぶちよう
三戸郡南部町

福島県 こおりやまし
郡山市

3. 申請の方法

(1) これから出願される方

所定の「入学検定料免除申請書」*に、下表のいずれかに該当する場合、その必要書類を添付して、出願書類とともに提出してください。この申請を行う場合は、出願時に「入学検定料」を振り込まないでください。

被災内容	必要書類
① 住居家屋の被害状況が全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水等	地方公共団体が発行する罹災証明書
② 学資負担者が死亡又は行方不明	死亡又は行方不明を証明する書類
③ 住居家屋の被害状況によらず、一定期間、住居家屋からの避難を余儀なくされる場合（居住地が福島第一原子力発電事故により警戒区域又は計画的避難区域に指定された等）	公共機関が発行する被災証明書

*「入学検定料免除申請書」は、本学ホームページをご覧ください。

金沢大学ホームページ：<http://www.kanazawa-u.ac.jp/enter/admission/index.html>

(2) 出願済みの方

既にお支払いになった入学検定料の返還を希望される場合は、本学学生部入試課までご連絡ください。

4. その他

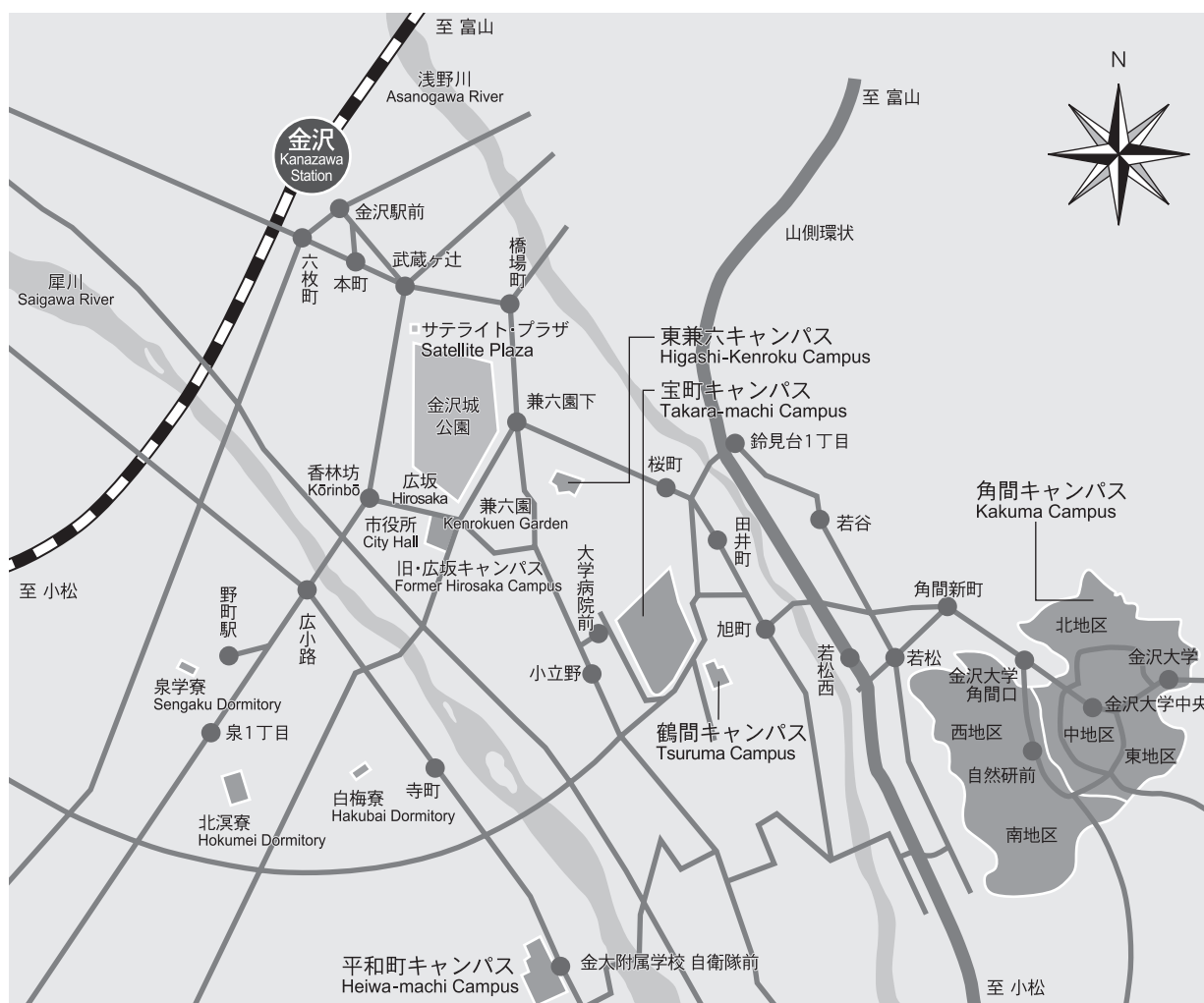
入学料及び授業料の減免措置については、本学の「入学料・授業料の免除制度」がありますので、入学手続き時に別途申請が必要となります。

本件に関する問い合わせ先

入学検定料：学生部入試課
(076-264-5177)

入学料・授業料：学生部学生支援課
(076-264-5164)

金沢大学所在地略図



試験場(金沢大学角間キャンパス)へのアクセス

【路線バス利用の場合】

JR 金沢駅東口⑥乗場バスターミナルから「金沢大学(角間)」行き(路線番号91, 93, 94, 97)乗車, 「金沢大学」(終点)下車, 徒歩1分(試験場までの所要時間は, 通常約40分)

※「金沢大学中央」で下車した場合は徒歩で5分程度かかります。

【タクシー利用の場合】

JR 金沢駅から通常約30分

【小松空港まで航空機を利用の場合】

「金沢駅東口」行き(市内回り)乗車, 香林坊(アトリオ前)下車(乗換え), 香林坊(中央公園前)から「金沢大学」行き(路線番号93, 94, 96, 97)乗車, 「金沢大学」(終点)下車, 徒歩1分

※「金沢大学中央」で下車した場合は徒歩で5分程度かかります。